

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム/カンボジア法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版

2019年10月17日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 輸出加工企業が輸入した従業員の制服に関する輸入関税

>>> 寄付金の損金算入要件

>>> 商品輸送時の販売元証明用に電子インボイスを紙インボイスに変換する際の留意点

■—法令情報—

【税務】 輸出加工企業が輸入した従業員の制服に関する輸入関税

=====

=====◆◆◆◆

関税法 Law 107/2016/QH13 号第 2 条によると、海外より非関税区へ輸入し、非関税区内で使用される物品の場合は輸入関税免除対象となる。

ただし、税関総局発行 2019 年 8 月 14 日付オフィシャルレター Official Letter 7443/TXNK-CST のガイダンスによれば、輸出加工企業が社内利用のため輸入した従業員用の制服を従業員が日常生活でも着用していたり、その制服を着用して輸出加工企業内外を頻繁に行き来しているのであれば、輸出加工企業内のみで使用されているとは認められない。よって、当該輸入制服は輸入税免除対象外となる。

参照：税関総局発行 2019 年 8 月 14 日付オフィシャルレター Official Letter 7443/TXNK-CST 号

\*\*\*\*\*

■—法令情報—

【税務】 寄付金の損金算入要件

=====

=====◆◆◆◆

企業はチャリティー基金へ寄付する場合、下記の要件を満たしていれば損金算入が認められ

る。

・当該チャリティー基金が政府発行政令 Decree 30/2012/ND-CP 号の規定に従って設立され、運営されていること

・寄付金は次の目的に使用されること：教育支援、医療支援、災害復興支援、貧困者向けの自宅建設支援、科学研究支援、特別な事情がある者への支援、特別に困窮している地域への支援。

もし企業が上記以外の目的で寄付をした場合、その寄付金は損金否認される。

参照：ホーチミン税務局発行 2019 年 8 月 20 日付オフィシャルレター Official Letter 8898/CT-TTHT 号

\*\*\*\*\*

■—法令情報—■

【税務】商品輸送時の販売元証明用に電子インボイスを紙インボイスに変換する際の留意点

=====

=====◆◆◆◆

商品販売のために商品を配達する際、輸送中に商品の販売元証明を求められることが多い。そのときに輸送人が VAT インボイスを提示できないと、正当な根拠のある輸送と認められず商品の配達完了できない恐れがある。このような状況に対応するため電子インボイスを紙インボイスへ変換することが認められている。ただし変換できるのは 1 回（1 枚）のみであり、変換された紙インボイスには、変換されたインボイスであることの表記や売主の代表者または委任者の署名と会社印押印をおこなうなど、法令上の詳細な要件を満たす必要がある。

参照：ホーチミン税務局発行 2019 年 7 月 8 日付オフィシャルレター Official Letter 7161/CT-TTHT 号

-----

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.

-----